離婚届の書きかた

黒インク又は黒ボールペンで書いてください。間違ったときは、誤った箇所に横棒一本を引き、その欄の空いている所に正しく書き直してください。(消えるボールペンや修正液は使わないでください。)

(1) 氏名

婚姻中の氏名を記入してください。

戸籍に記載されている文字どおり書いてください。

住所

今現在住民登録している住所を書いてください。 住所の変更がある場合は、離婚届とは別に住所変更の 手続きが必要です。

(2)本籍

婚姻中の本籍と筆頭者氏名を記入してください。 筆頭者は婚姻の際、氏が変わらなかった人です。

父母の氏名と続き柄

実父母の氏名を戸籍どおりの文字で記入してください。 (実父母が亡くなっていても記入。)

父母が婚姻中の場合、母欄は名だけ記入してください。 養子(女)の方は、実父母はこの欄へ記入し、養父母は下 の「その他」欄へ記入してください。

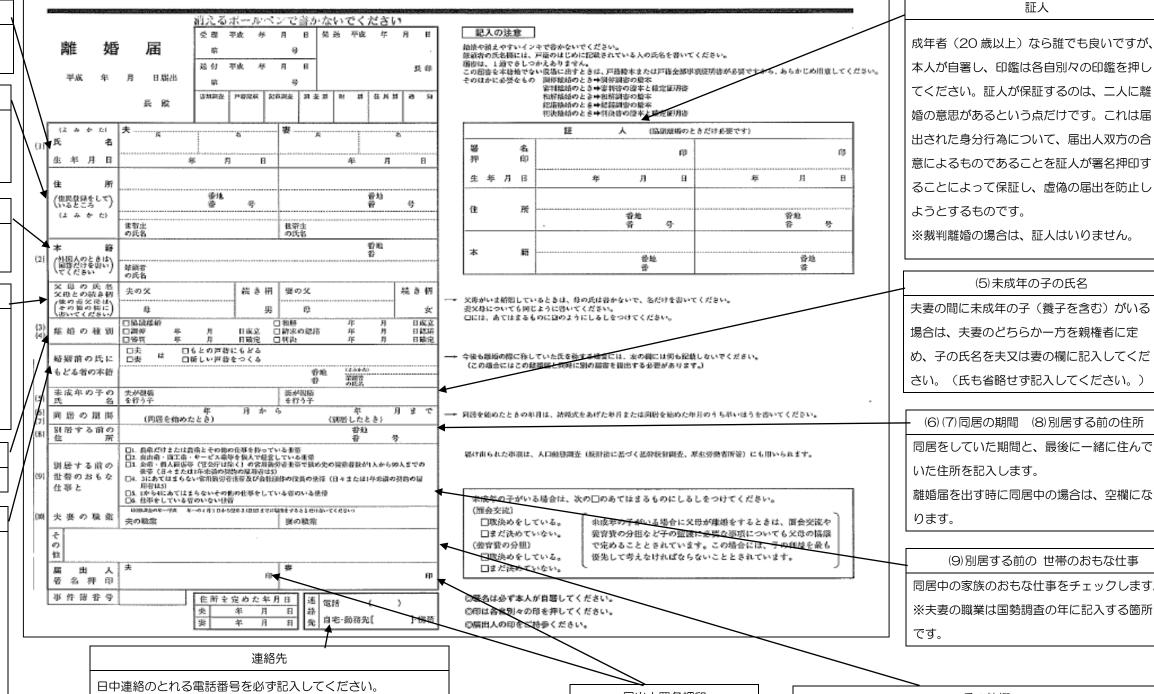
(3)(4)離婚の種別

あてはまる口にレ点でチェックしてください。

婚姻前の氏にもどる者の本籍

婚姻の際、氏が変わった人は、次の中から選んで記入 してください。(3)の場合は記入せず※参照 (1)婚姻前の氏を名のり、婚姻前の戸籍に戻る (2)婚姻前の氏を名のり、自分で新しい戸籍を作る (3)婚姻中の氏を名のり、自分で新しい戸籍を作る ※(3)の場合、離婚届とは別の届書「離婚の際に称して いた氏を称する届」を提出する必要があります。

裁判離婚の場合、届出人は夫妻のどちらか一方になる ので、相手についての項目も記入することになりま す。筆頭者が届出人の場合、配偶者は離婚後の戸籍を どうするか申出できないことがあります。 その時は、民法の規定通り、婚姻前の戸籍に戻ること になります。ただし、次(右の項目)のように意思表 示をする方法があります。



【筆頭者でない人の意思表示の方法】

婚姻前の氏を名のり、自分で新しい戸籍を作りたい場合、「その他」欄に「○○県○○市 ○○町△番地に新戸籍編製の申し出をします。氏名(婚姻中の氏名で署名)押印」 と記入します。

離婚後も引き続き婚姻中の氏を名のりたい場合は「離婚の際に称していた氏を称する届」 を提出する必要があります。

いずれにしても、届出人でない方が申出をするには、離婚の届出人の協力が必要です。 意思表示ができず、婚姻前の戸籍に戻った場合でも、後日「離婚の際に称していた氏を称 する届」(戸籍法第77条の2の届)を提出することができます。(3ヶ月以内)

届出人署名押印

協議離婚では夫妻双方が届出人 です。婚姻中の氏名で各自署名 し、別々の印鑑を押してくださ

裁判離婚の場合は、申立人又は 訴提起者が署名し、印鑑を押し てください。署名欄を間違えた 時は訂正印を押してください。 (シャチハタ不可)

成年者(20歳以上)なら誰でも良いですが、 本人が自署し、印鑑は各自別々の印鑑を押し てください。証人が保証するのは、二人に離 婚の意思があるという点だけです。これは届 出された身分行為について、届出人双方の合 意によるものであることを証人が署名押印す ることによって保証し、虚偽の届出を防止し

※裁判離婚の場合は、証人はいりません。

(5)未成年の子の氏名

夫妻の間に未成年の子(養子を含む)がいる 場合は、夫妻のどちらか一方を親権者に定 め、子の氏名を夫又は妻の欄に記入してくだ さい。(氏も省略せず記入してください。)

(6)(7)同居の期間 (8)別居する前の住所

離婚届を出す時に同居中の場合は、空欄にな

(9)別居する前の世帯のおもな仕事

同居中の家族のおもな仕事をチェックします。 ※夫妻の職業は国勢調査の年に記入する筒所

その他欄

主に市役所で使用する欄なので必要な場合のみ記入してください。 次の場合はこの欄を使用してください。

夫妻どちらかが養子、養女のときは、養親の氏名を書いてください。 例:「夫の養父〇〇〇 続柄養子」